

令和7年度 文部科学省委託事業 いじめ対策・不登校支援推進事業
いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

「心理分野に強みや専門性を有する教師の 育成のための教職員向け研修プログラム」

第6章

いじめの未然防止と対応

筑波大学・教授

スライド作成 飯田 順子

※所属は2026年3月時点のものです

1. いじめ問題の現状

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（2013年成立・施行）第2条

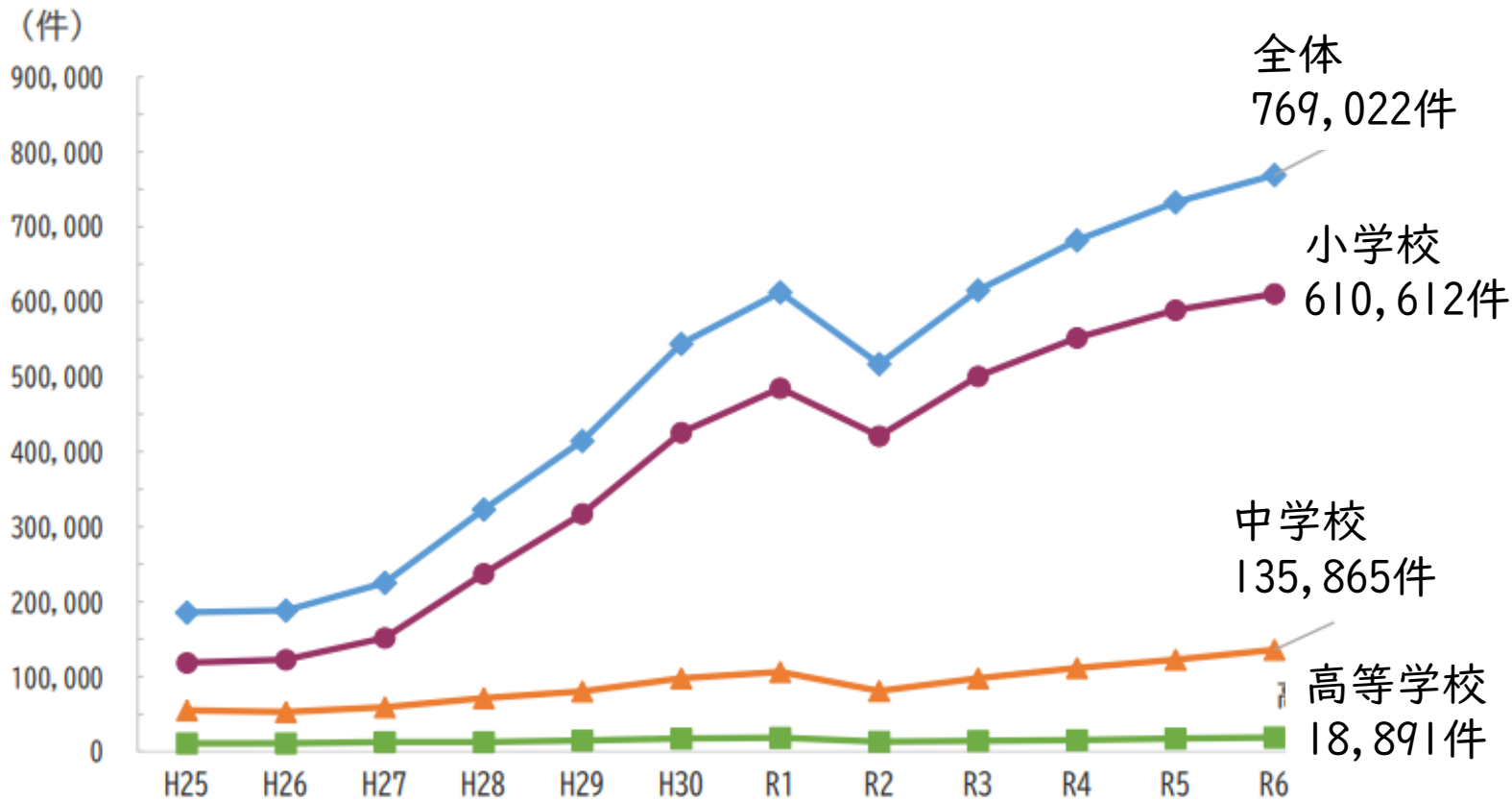
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※研究者の間では世界的に、オルヴェウスのいじめの定義（Olweus et al., 2007）にそって、（①意図性、②反復性、③力のアンバランス）の3点からいじめの現象をとらえている。

※行為の様相から傷つきの度合いを見るのではなく、児童生徒の傷つきから行為を見る＝いじめられている児童生徒の主観を重視（『生徒指導提要』P.122）

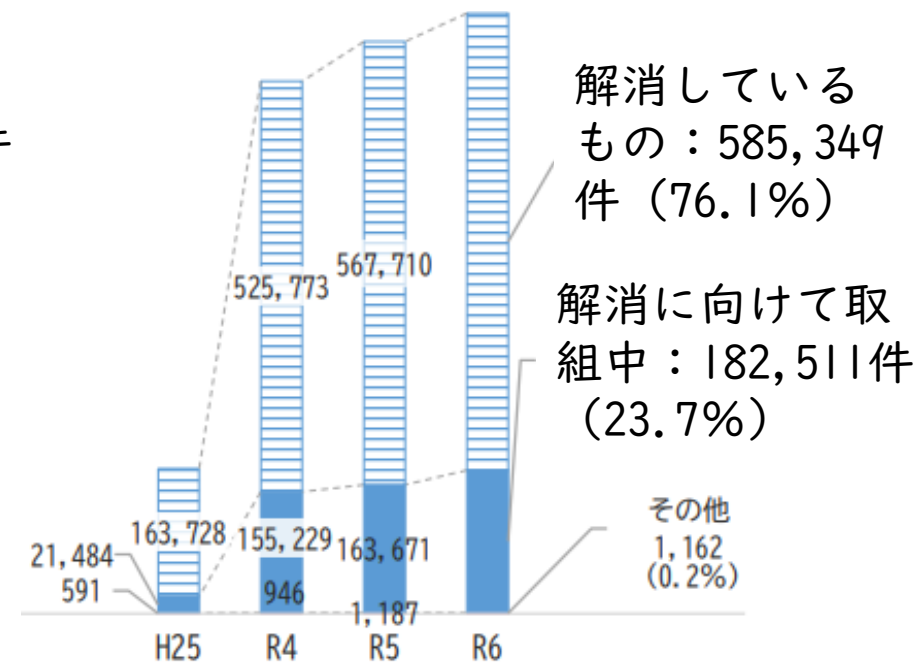
いじめの認知件数と解消状況

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)

- ①いじめに係る行為が止んでいること(3か月が目安)
- ②心身の苦痛を感じていないこと



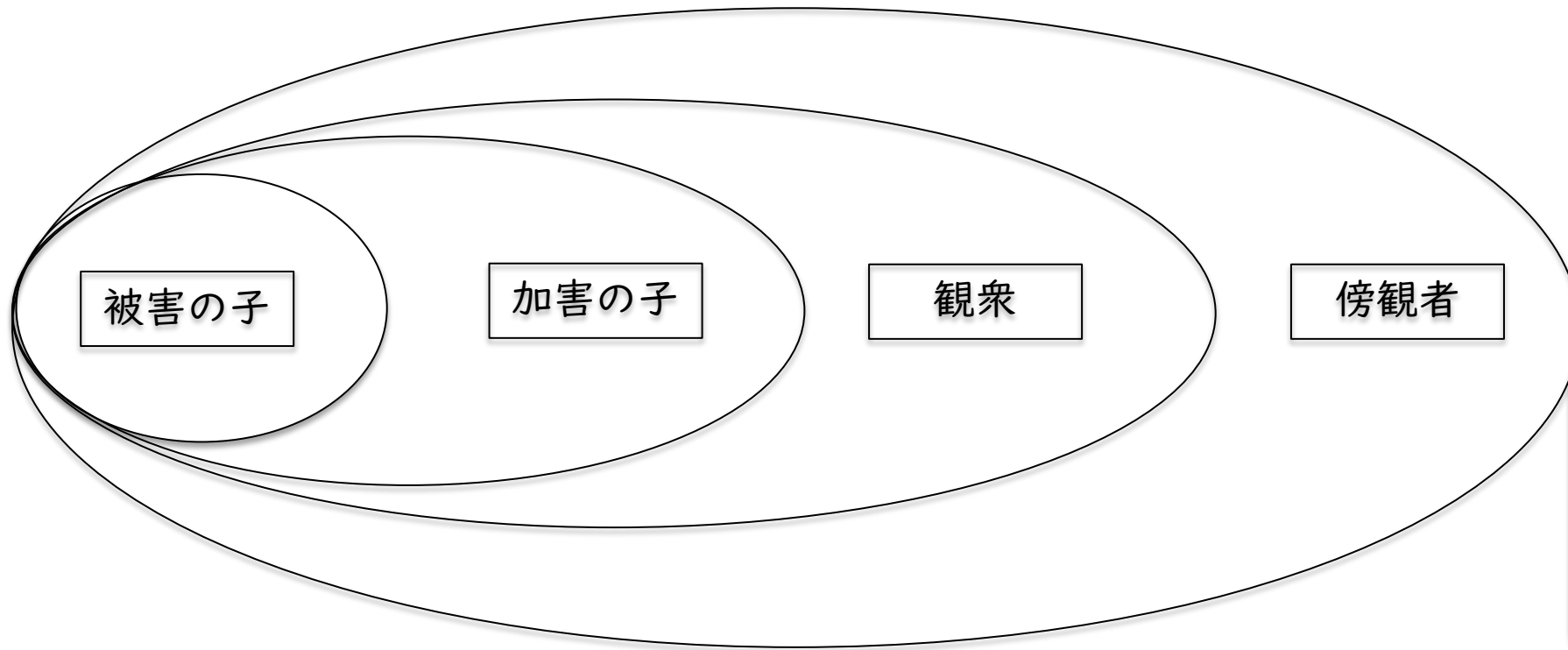
いじめの調査項目（例）

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる：
57.5%（小）、63.3%（中）、62.0%（高）、43.4%（特）
2. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする：
24.5%（小）、14.8%（中）、8.5%（高）、23.3%（特）
3. 仲間はずれ、集団による無視：
12.2%（小）、8.5%（中）、15.5%（高）、4.9%（特）
4. 以下
 - ・嫌なことされる・させられる・金品や物品の被害・ひどい暴力
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる（ネットいじめ）

※ 「何が起きているのだろうか」という初期の関わり、保護者との連携

いじめの4層構造

現代のいじめの特徴として、役割が流動的で変わりやすいことがある。
予防や対応においては、それぞれの層を意図した介入が求められる。



加害行為や観衆行為が許されないことを常日頃伝えておくこと＝
“いじめ否定規範”を作りいじめを抑制する。

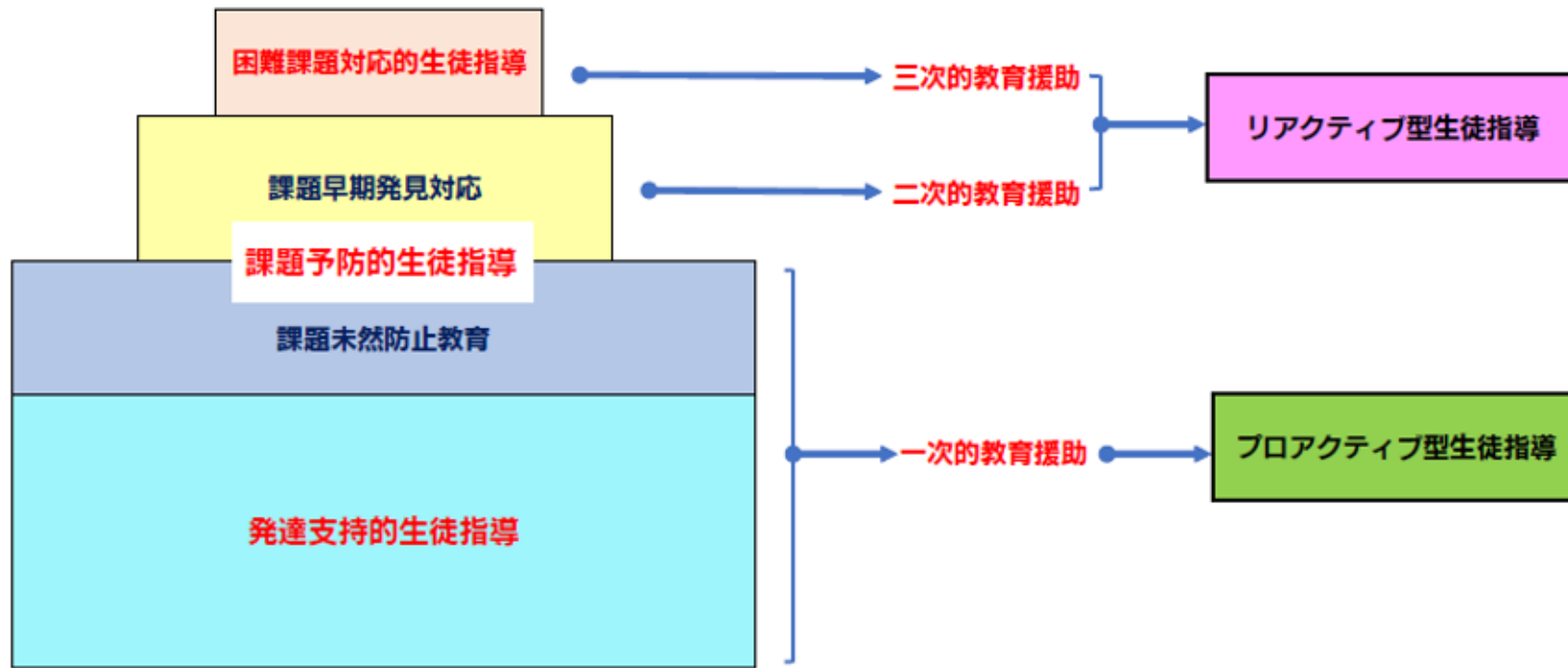
傍観者がとれる役割（例えば、止める、被害の子に寄り添う、誰かに相談する）があることを伝えておくことがいじめの予防になる。

文部科学省（2017）.いじめの防止等のための基本的な方針（一部改変）
（森田洋司・清水賢二（1994）いじめ新訂版 教室の病い 金子書房）

2. いじめ問題へのスクールカウンセ セリングアプローチの基礎

(1) いじめ問題の重層的支援構造モデル

図表1 生徒指導とスクールカウンセリングの相応関係



三次的教育援助＝諸課題を抱えている特定の児童生徒を対象

二次的教育援助＝諸課題の初期状態にある一部の児童生徒を対象

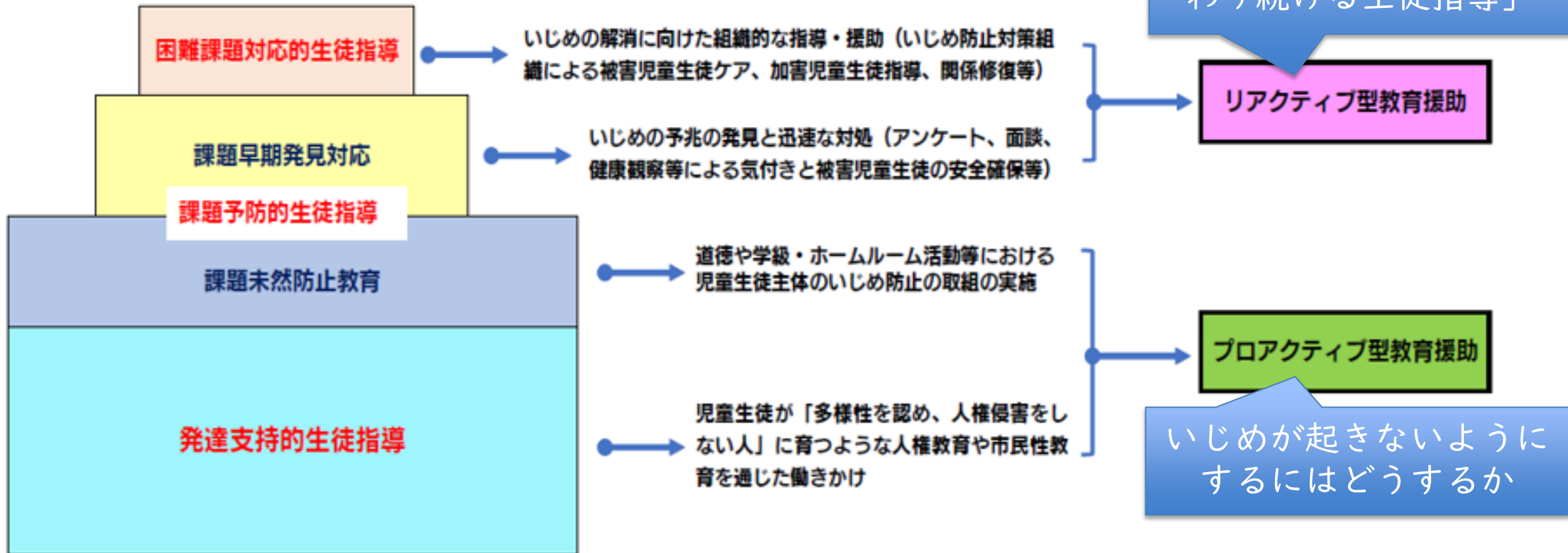
一次的教育援助＝すべての児童生徒を対象

出典：文部科学省（2022）『生徒指導提要』、p.19（筆者が一部加筆）※テキスト p.1

スクールカウンセリングでは、対象別に3層の心理教育的援助サービス（図中の「教育援助」）を想定している（石隈，1999）

(1) いじめ問題の重層的支援構造モデル

図表2 いじめの4層構造と2軸分類



児童生徒の最善の利益という観点から、プロアクティブ型教育援助を推進し、リアクティブ型教育援助の低減を図ることが重要

(2) リーガル・ナレッジの重要性

- 法律による対応や解決が一般的になりつつある→法化現象
- 教職員のリーガル・ナレッジ（法知識）の確実な習得とスクール・コンプライアンスの徹底
- いじめ関係、不登校関係、特別支援関係の主要関連法規の理解が必須 ※テキスト p.3 図表3 参照
- 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」

図表3 いじめ問題の主要関連法規等

公布等年	法規等のタイトル	特色および留意すべき事項
2013 [A]	いじめ防止対策推進法	○いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)に関する基本法であり、確実な読解と最低限の条文の記憶が必須である。 ○第2条「定義」・第4条「いじめの禁止」・第8条「学校及び学校の教職員の責務」・第13条「学校いじめ防止基本方針」・第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」・第23条「いじめに対する措置」・第5章 重大事態への対処(第28条「重大事態」)
2013 [A] 最終改定 2017	いじめの防止等のための基本的な方針	○国のいじめ防止基本方針であり、いじめ防止対策推進法・第11条で規定されている。必読の基本方針である。なお、第12条の地方いじめ防止基本方針の策定は、努力義務であるため、同方針が公表されている場合は、必読である。 ○学校いじめ防止基本方針の策定と周知、学校いじめ防止組織の役割や具体的な取組、いじめ解消の2条件(①いじめに係る行為が止んでいること・②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)は留意する必要がある。
2014 [A]	子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)	○児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案では、事案発生(認知)後に速やかに基本調査に着手することになる。 ○児童生徒の自殺の背景にいじめが疑われる場合は、調査組織を設けての詳細調査は必ず行わなければならない。万に備えて、詳細調査の実施方法について、理解しておくことが求められる。
2016 [B]	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	○いじめ対象児童生徒の多くが、不登校に陥る場合が多い。そのため、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が必要となる。 ○「第3章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等」(第8条～第13条)が、重要である。
2016 改正 [C]	発達障害者支援法	○発達障害者に対する適正な発達支援と、個々の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的支援を切れ目なく行う必要性が規定されている。 ○第8条「教育」で、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を講ずるものと規定されている。
2017 [B]	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針	○いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することといじめ防止対策推進法の適正な運用を図ることの重要性が明記されている。 ○児童生徒の最善利益を最優先に、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援と、児童生徒の社会的自立を目指した支援の必要性が明記されている。
2024 改訂版 [A]	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	○いじめ重大事態調査に関するガイドラインである。重大事態調査では、これに準拠して調査が実施されるので、必読である。 ○2017年に公表された同名のガイドラインと、2016年に公表された「不登校重大事態に係る調査の指針」が、この改訂版となっているので、注意を要する。 ○いじめ重大事態の未然防止という観点から、「第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え」が重要である。

いじめ問題の主要関連法規等

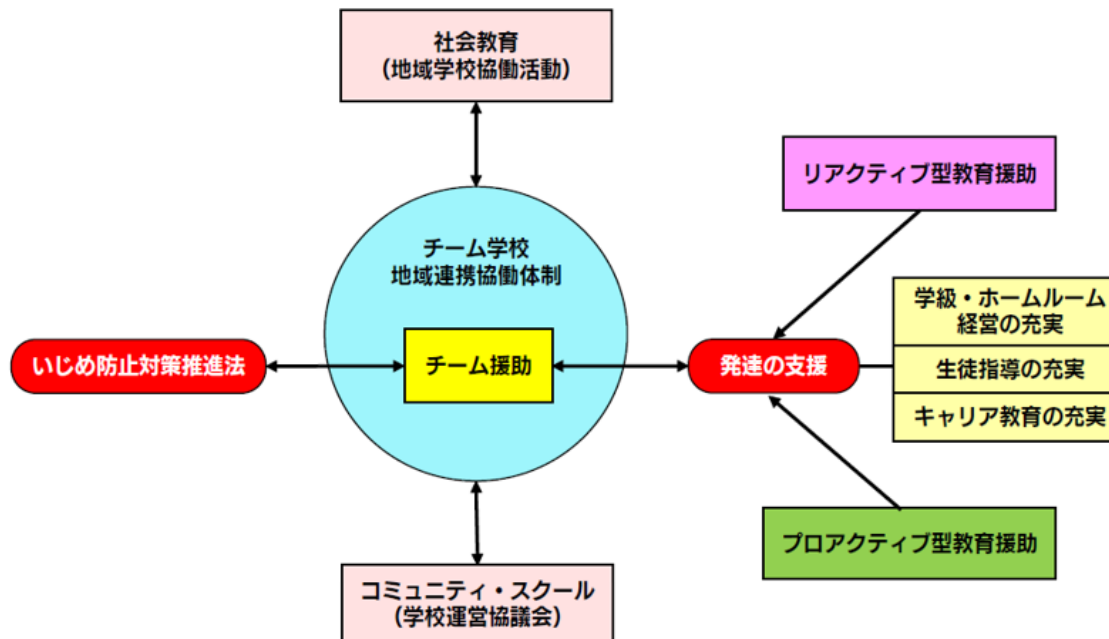
いじめ対象児童生徒が不登校に陥る場合が多いので、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援が必要となる。教育機会確保法の理解が必要。

発達障害児や発達障害が疑われる児童生徒がいじめ被害を受けることも多いので、2016年改正の発達障害者支援法の理解が求められる

(3) チーム学校による地域連携協働体制

過酷な教育状況で、いじめ問題に立ち向かうには、
社会総がかりの地域連携協働体制の確立が急務

図表4 チーム学校による地域連携協働体制



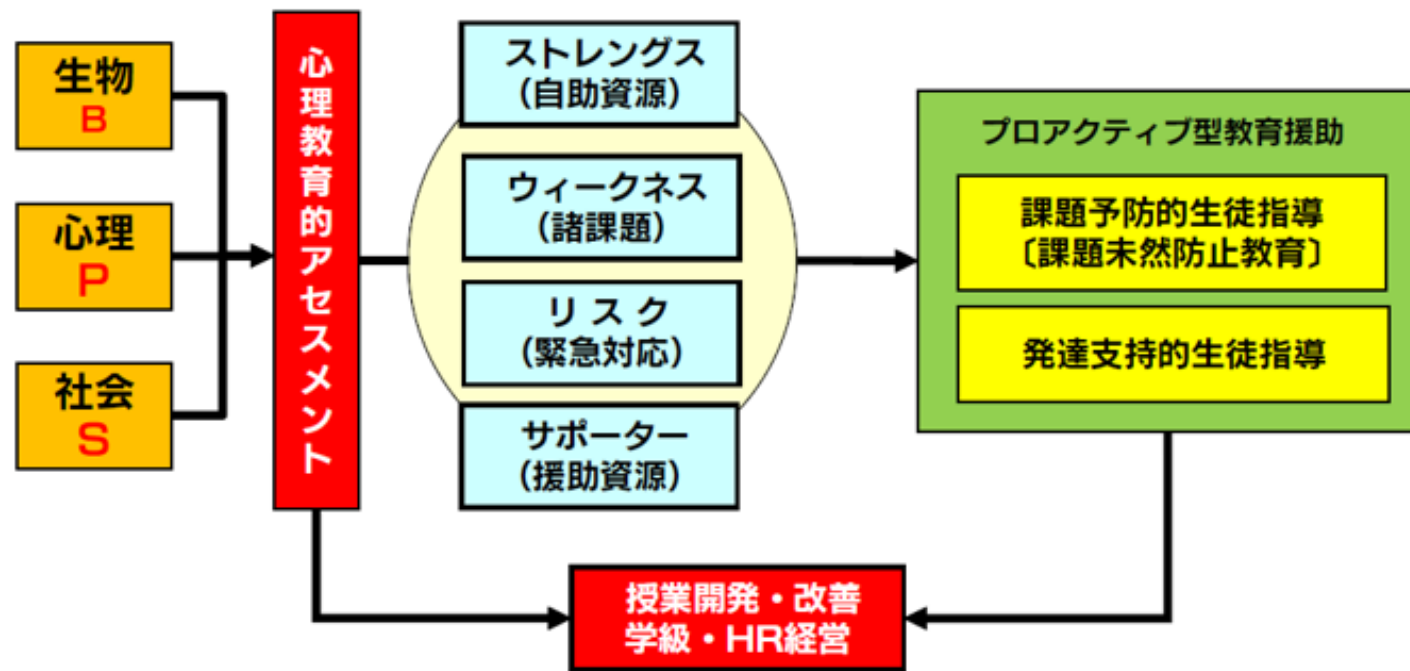
個別発達援助の促進条件として、現行の学習指導要領において、「学級・ホームルーム経営の充実」「生徒指導の充実」「キャリア教育の充実」の3本柱を徹底する

コミュニティ・スクールによる熟議を通じた生徒指導理解と教職員理解を図る

3. プロアクティブ型教育援助による いじめ未然防止

図表6 心理教育的アセスメントを基盤としたプロアクティブ型教育援助

BPS（生物・心理・社会）モデルに基づくアセスメントの重要性（文部科学省，2022，P. 91）



©Mitsutoshi YATSUNAMI

児童生徒は、学力・学習意欲・進路意識・将来展望・自己肯定感・集団適応感・人間関係・性意識・心身の健康状態・発達特性・成育環境・国籍など多様であり、いじめ未然防止は、心理教育的アセスメントを基盤としたプロアクティブ型教育援助 が重要

(2) 社会的スキルの獲得の促進を図る ガイダンスプログラム

アメリカのスクールカウンセリングプログラムの
ガイダンスカリキュラムの特色

- ① 集団指導を通じた教育的プログラム
- ② 系統的・計画的なプログラム
- ③ 継続的な生きる力の育成
- ④ 検証可能な教育効果



SEL (Social Emotional Learning)

ソーシャル・エモーショナル・ラーニング (社会性と情動の学習)

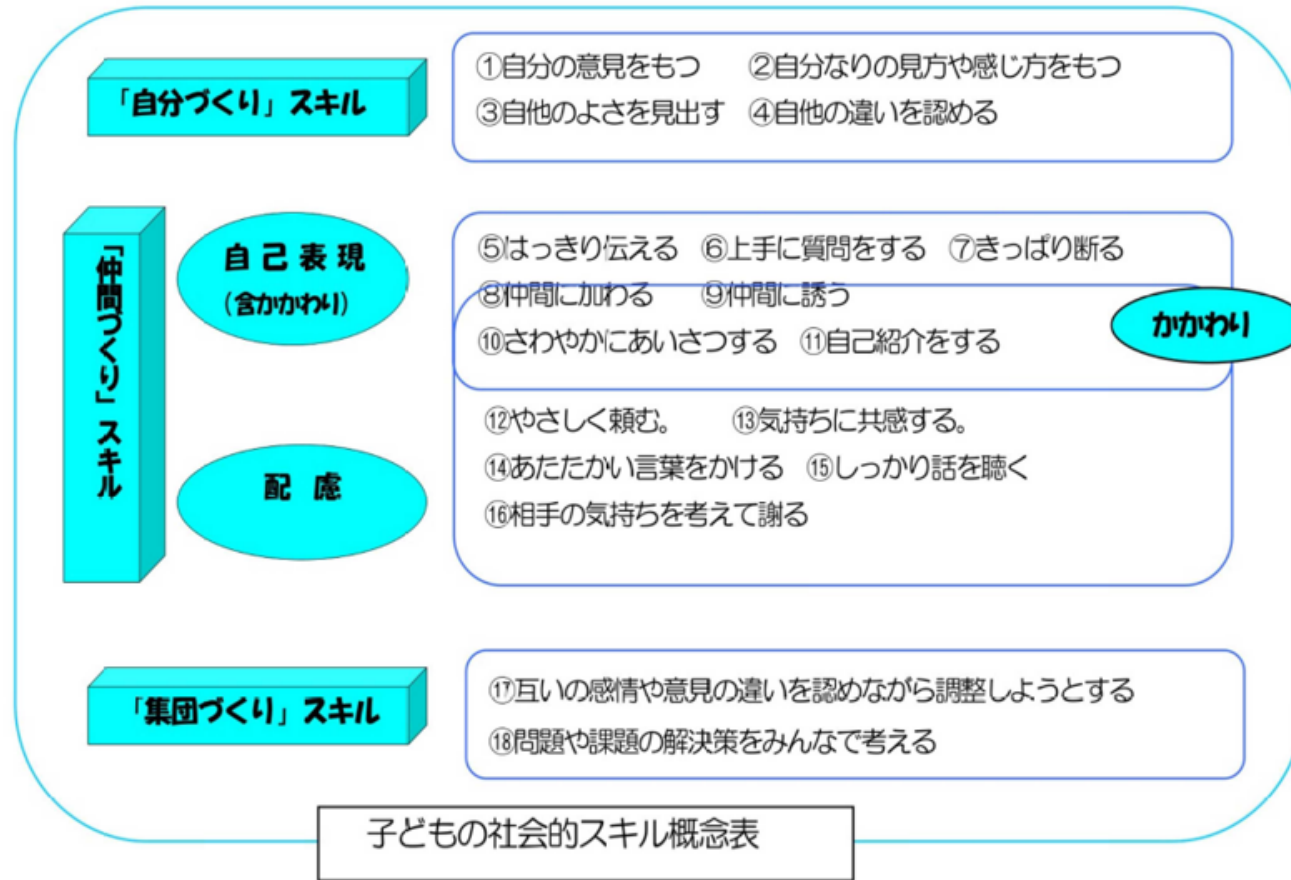
- ・ 予防教育プログラムの総称

- ・ 生徒指導提要 (文部科学省、2022)

「自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性 (対人関係) に関するスキル、態度、価値観を身につける学習であり、社会性と情動に関する心理教育プログラムの総称」 (p.26)

- ・ 5つのコンピテンス (「自己理解」「他者理解」「対人関係」「セルフ・マネジメント」「責任ある意思決定」) を高めることで、学力の向上、メンタルヘルスの維持向上につながることが示されている。

図表 10 横浜プログラムのスキル構成



問題行動の未然防止のための のガイダンスプログラム

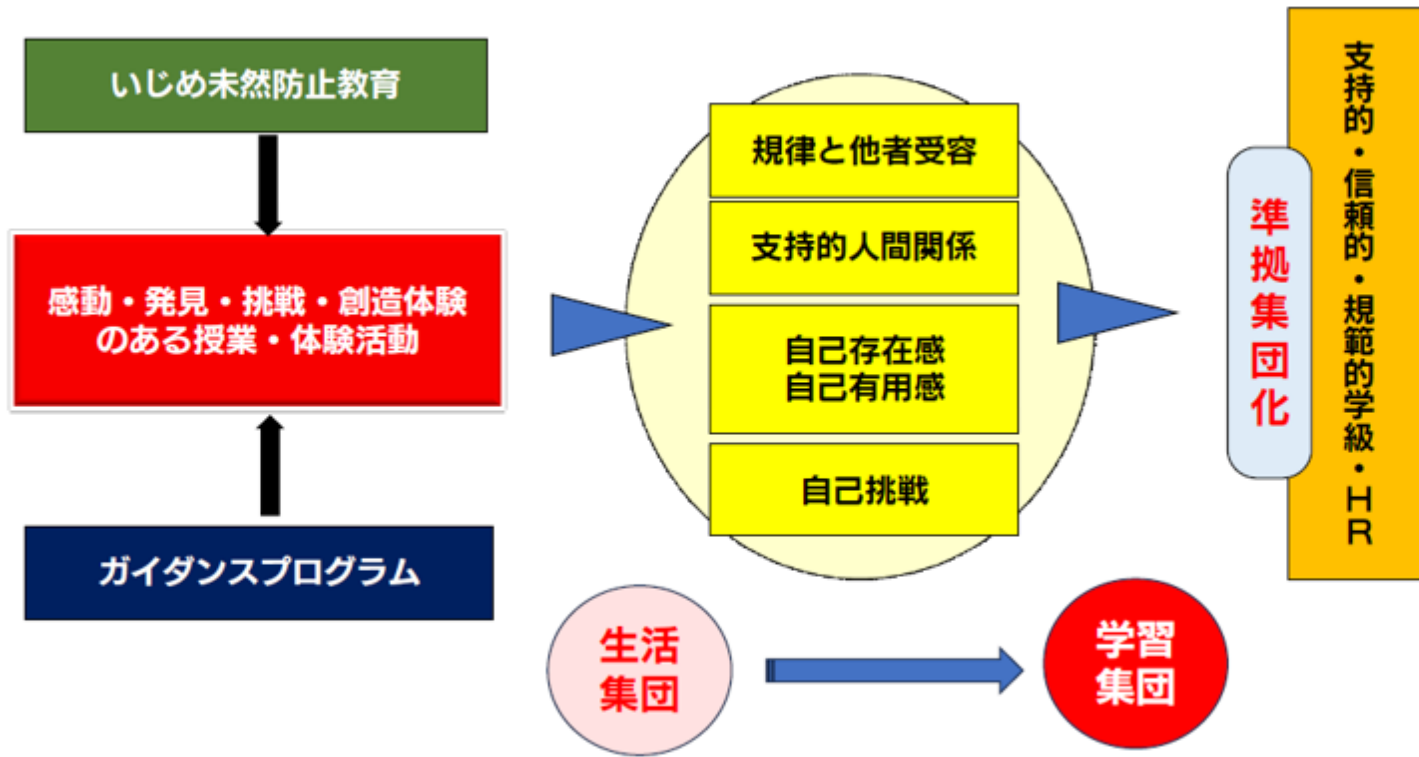
例 横浜プログラム

「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」のスキルに大別される18の社会的スキルを体系的に学び、YPアセスメントでプログラムを選択する

出典：横浜市教育委員会（2023）『子どもの社会的スキル横浜プログラム【理論編】』、p.6
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/yokohama-program.files/ypiron_ver3.pdf

他にも、ソーシャルスキルトレーニング（SST）、構成的グループエンカウンター（SGE）、ピアサポートプログラムなど多様なガイダンスプログラムが実施されている。

図表 11 いじめ未然防止の俯瞰図



児童生徒の規律と他者受容、支持的人間関係、自己存在感と自己有用性、自己挑戦を促進し、支持的・信頼的・規範的な学級・HRを形成することが重要。

© Mitsutoshi YATSUNAMI

学級・HRを、学年当初の生活集団から学習集団に変容させ、善悪の判断や適切な言動がとれる心理的なよりどころとなるように準拠集団化することが大切

グループワーク：プロアクティブ型生徒指導のCheck Point！

次の問いに対して、まず各自で記入して、その後グループで回答を共有しましょう。

勤務する学校では、SELに含まれるなんらかの心理教育が行われていますか。
Yes ・ No

Yesの場合、どんな内容が展開されていますか。

日常の学校生活や授業・行事を通して、どのように子どもの社会的スキルを伸ばすことを心がけていますか。

いじめ未然防止のプロアクティブ型生徒指導としてどんな内容を行っていますか。

4. リアクティブ型教育援助による いじめ対応

(1)法と学校いじめ防止基本方針に準拠した チーム援助によるいじめ対応

☆スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）も学校の職員であるので参加は必須。

課題予防的生徒指導[課題早期発見対応]

- ①定期的調査の迅速な確認と検討
- ②遅刻・早退・欠席及び保健室の活用情報のモニタリング
- ③特別支援教育コーディネーターやSC・SSW等との情報共有

困難課題対応的生徒指導

初動段階の対応が非常に重要

① いじめ被害の連絡・相談・申立て等の記録

- いじめの相談などの記録用紙やファイルを用意しておく。「受付日時、対応時間、連絡・相談・申し立て者名、対応者名、連絡・相談・申し立て内容、応答記録」等を記録しておき共有できるようにしておく。
- 対応者の印象や主観的解釈ではなく、客観的事実を記載する。

② 学校いじめ防止基本方針に準拠した迅速な情報共有と組織的対応

- 管理職と迅速に情報共有する。学級・HR担任の自己判断で抱え込みは厳禁であり、学校いじめ対策組織を中心に組織的対応をする。
- 対象児童生徒の保護者には、対象児童生徒の安全確保と学習保証を最優先することを伝える。

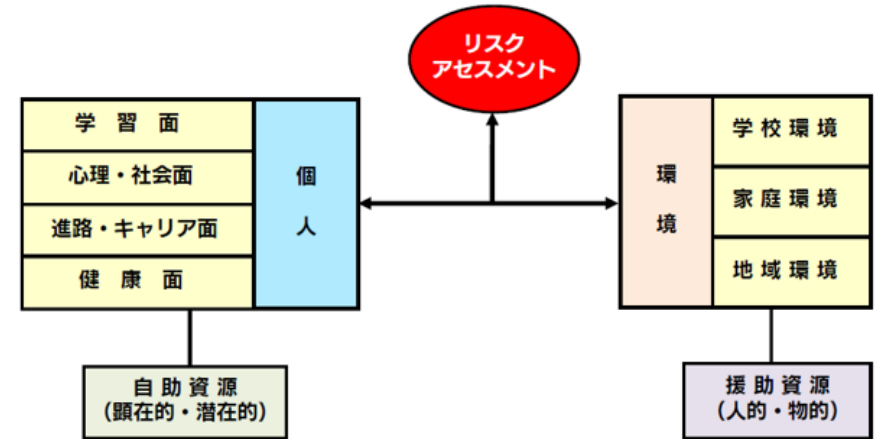
③心理教育的アセスメントと対応策の決定

- 心理教育的アセスメントに基づき（図表12参照）、対応策を決定
- SNS上での人権侵害、性的ないじめ、金銭要求、脅迫的言動、対象児童生徒への心身の深刻なダメージ、自殺念慮、リストカット、自殺未遂等がある場合は、警察・病院・プロバイダー等と連携した緊急対応を行う
- 議事録や関係情報は、施錠できるロッカー等に保存する。

④チーム援助による対応開始

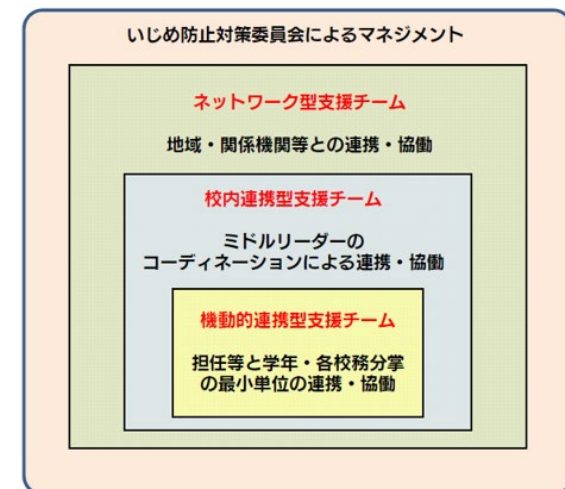
- 援助チーム（図表13を参照）を編成してチーム援助を開始する。

図表 12 初動段階の心理教育的アセスメント



©Mitsutoshi YATSUNAMI

図表 13 援助チームの編成パターン



出典：文部科学省（2022）『生徒指導提要』、p.92 注：筆者が一部改変

対応が難しくなりがちなケース（生徒指導提要、p137）

- 周りからは仲がよいとみられるグループ内でのいじめ（SNSなども）
- 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- 被害と加害が錯綜しているケース
- 教職員が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- いじめの起きた学級・学校が崩壊的状况にある場合
- 特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- 学校と関係する生徒の保護者との間に不信感が強いケース

(2) いじめ重大事態における対応と調査義務

いじめ防対法第28条

1号重大事態（生命心身財産重大事態）

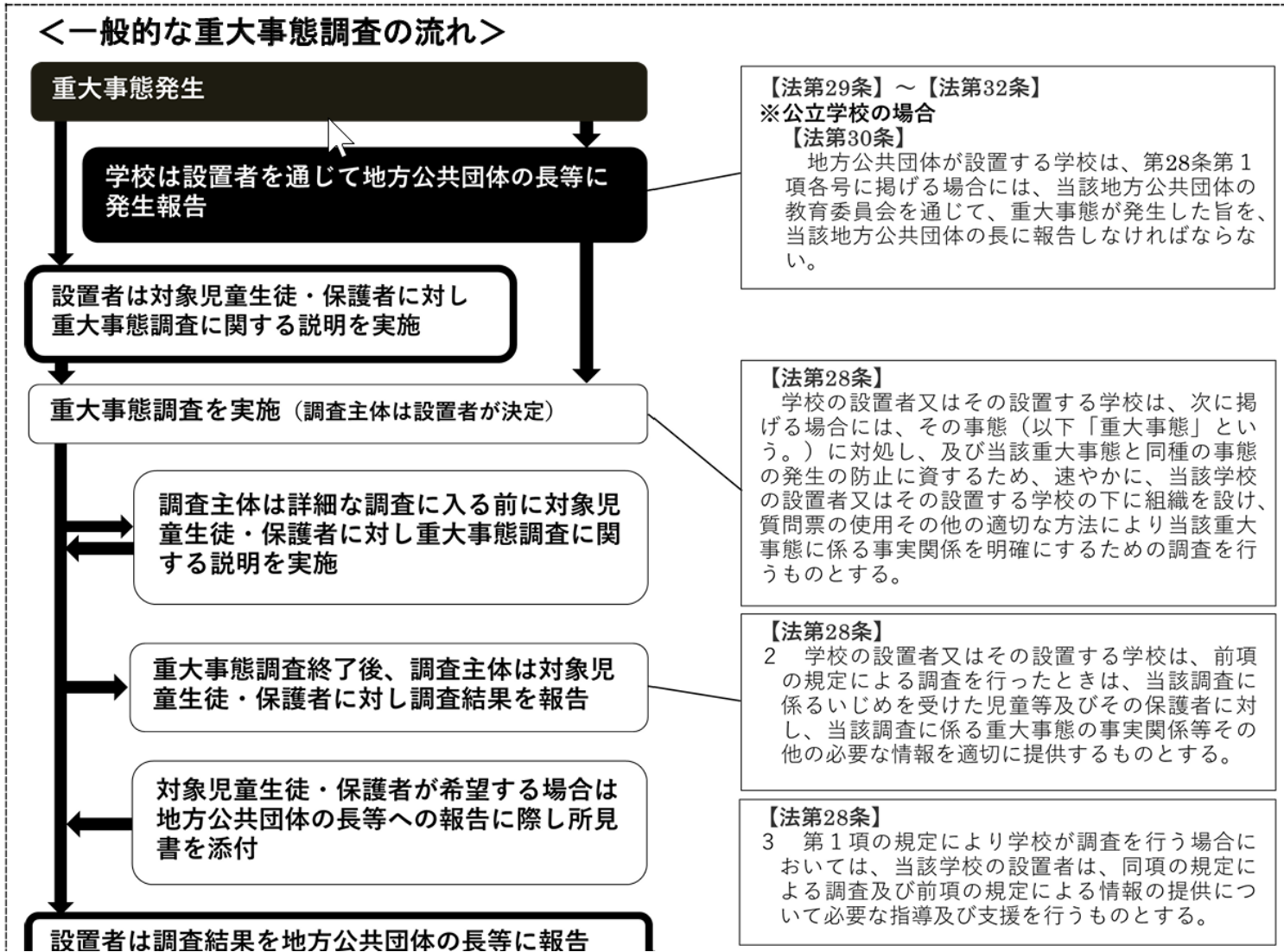
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

第2号重大事態事（不登校重大事態）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

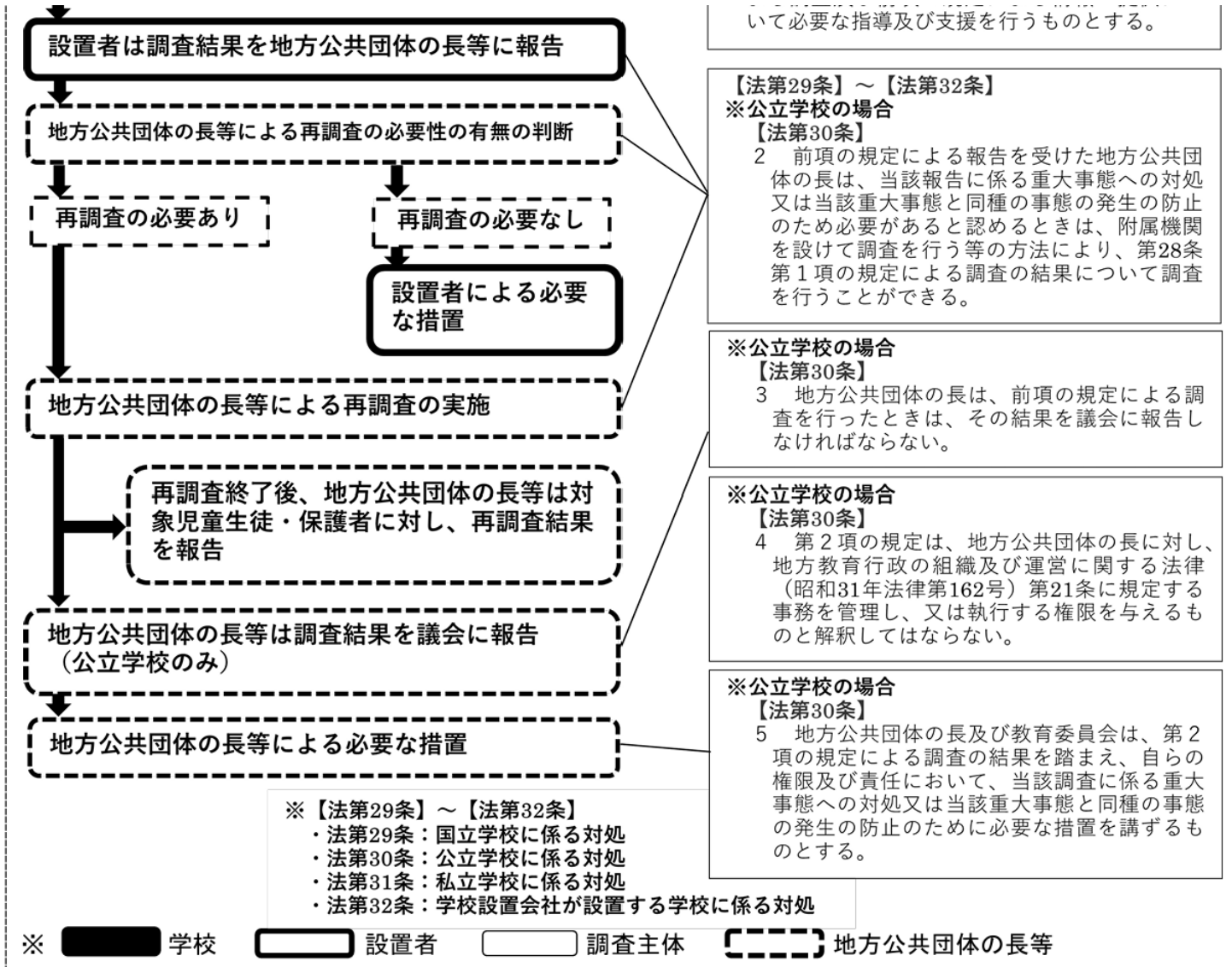
- 重大事態では、設置者等への報告義務と調査義務がある。
- 調査は、いじめの事実解明と再発防止に力点があり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- 公立学校における重大事態調査の一般的フロー（図表14）のガイドラインを理解しておくこと！

図表14 重大事態調査の一般的フロー(1)



出典：文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改訂版）』（2024. p.4）

図表14 重大事態調査の一般的フロー(2)



出典：文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改訂版）』（2024. p.4）

重大事態調査の実務を迅速・円滑に進めるために①

①事実解明・再発防止・支援と指導の取り組み

- 調査で事実解明に注力すると同時に、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を行う
- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法を工夫するなどして、検証することが必要

②児童生徒・保護者からの申し立て

「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

重大事態調査の実務を迅速・円滑に進めるために②

③発生報告と調査組織の編成

重大事態が発生した場合は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。第三者委員会方式の採用を判断し、組織する。

④調査実施前の事前の説明

調査の前に十分な説明を行って同意を得る（インフォームド・コンセントが必要）

事前説明の2段階

第1段階の説明

①重大事態の別・根拠、②調査の目的、③調査組織の公正に関する意向の確認、④調査事項の確認、⑤調査方法や調査対象者についての確認、⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

第2段階の説明

①調査の根拠・目的、②調査組織の構成、③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法（アンケート調査の様式・聴き取りの方法・手順）、⑥調査結果の提供

☆説明は、対象児童生徒・保護者だけでなく、関係児童生徒・保護者にも説明が必要

図表15 公立学校用いじめ重大事態の対応チェックリスト

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：	学年：	性別：	年齢：
1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい) 	
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	
2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

2023年4月1日より、文部科学省と子ども家庭庁→いじめ重大事態調査報告書の提出への協力依頼をしている。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)[参考例]

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

実際の対応では困難が生じることが予想されるため、子ども家庭庁の「いじめ調査アドバイザー」制度も活用できる
(2023年より)

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

(3) いじめ対応に関する自己学習と 校内研修の重要性

- 生徒指導提要デジタルテキスト
- 『いじめ対策に係る事例集』（文部科学省，2018）

①いじめの定義・認知、②学校のいじめ防止基本方針、③学校いじめ対策組織、④いじめの未然防止に係る取組、⑤いじめの早期発見、⑥いじめへの対処、⑦いじめの重大事態47ケース＋防対法等の資料が含まれる

図表 16 いじめ対策に係る事例集



グループワーク：リアクティブ型教育援助のCheck Point！

次の問いに対して、まず各自で記入して、その後グループで回答を共有しましょう。

①学校いじめ防止対策方針を定期的に見直して、学校のHP上ですぐに見れる位置にアップされていますか。 Yes ・ No

②学校いじめ防止対策方針は、年度初めに、児童や保護者に周知されていますか。 Yes ・ No

③いじめの校内研修を定期的に行っていますか。 Yes ・ No

その内容は？

④「いじめ防止」に関する地域との取組はありますか。 Yes ・ No

その内容は？

5. 学校いじめ防止基本方針と 学校風土の重要性

(1)学校いじめ防止基本方針の策定と周知

☆児童生徒や保護者がとらえるいじめと法が定めるいじめにずれがあるため、留意が必要。共通理解をはかっておくこと。

①学校いじめ防止基本方針の地域総がかりでの策定

保護者、地域住民、関係機関等の参加を促すことや、児童生徒の意見を取り入れることが重要。話し合いを通して、いじめ防止に関する共通理解がはかられる。

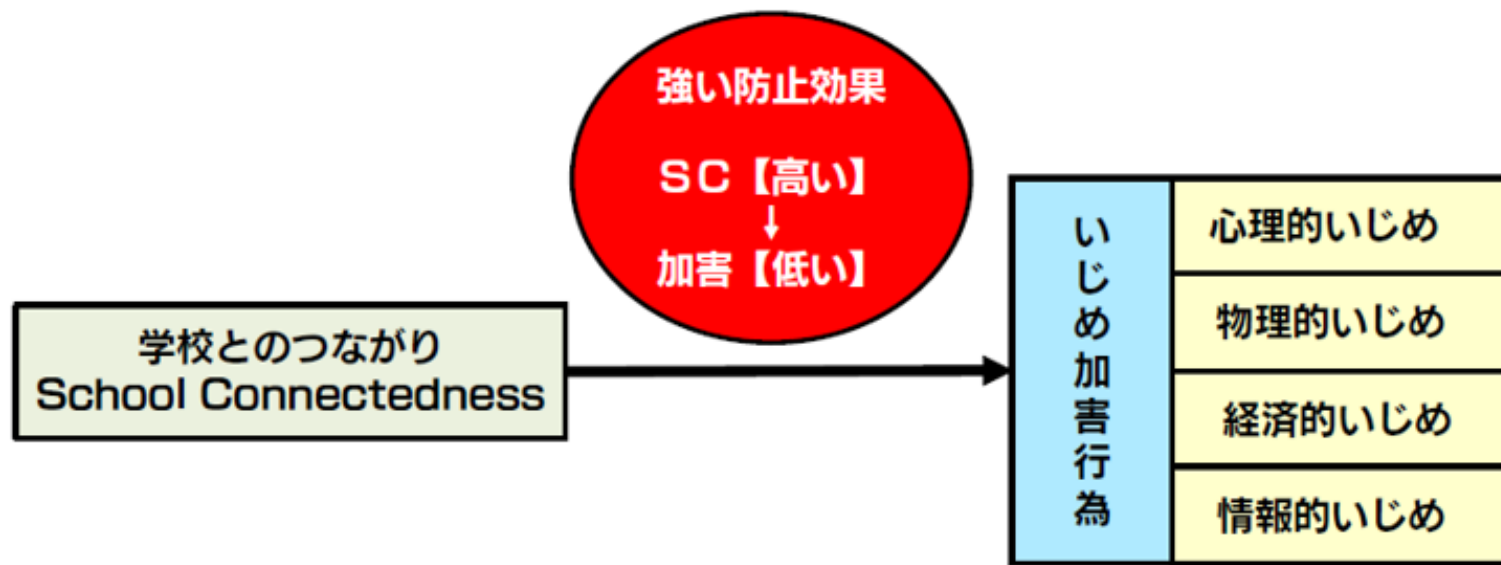
②学校いじめ防止基本方針の教材化

- 学校のいじめ防止基本方針の内容を、入学時、各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- 道徳科、特別活動、総合的な学習の時間などで、学習教材化し、主体的に学ぶ

(2) いじめ抑止効果の高い学校風土づくり

「私はこの学校が好きである」「私は、この学校にしていると安心して過ごすことができる」といった『学校とのつながり』がいじめ加害の抑止に効果的。

図表 18 いじめ保護因子としての学校風土



© Mitsutoshi YATSUNAMI

多くの児童生徒の学校とのつながりがよくても、一部の気になる児童生徒や援助ニーズの高い特定の児童生徒の学校とのつながりにも配慮が必要。

まとめ

- 子どもの命を守り、安全安心な学校生活を送れるよう、最新の知識（リーガルナレッジ、生徒指導提要等）に基づく対応を行う。
- 担任や学年団の抱え込みを防ぎ、管理職のリーダーシップの下、チーム対応を推進する。
- プロアクティブないじめ防止対策を年間計画に基づき実施すると共に、リアクティブないじめ対応について全教職員の共通理解をはかる。
- 学校のいじめ防止方針や防止対策について評価し、定期的に見直し、改善をはかる（PDCAサイクル）

引用文献

- 石隈利紀 (1999) 『学校心理学：教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』 誠信書房
- 西日本心理テストセンター (2024) 『教育相談のための総合調査シグマΣ』 (<https://n-sinri.jp> 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2018) 「いじめ対策に係る事例集」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2022) 「生徒指導提要」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_0001.htm 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2024) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (令和6年8月改訂版)」 (https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2025) 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針 (令和7年12月改訂)」 (https://www.mext.go.jp/content/20260109-mxt_jidou02-000046508-002-01.pdf 2026年4月23日)
- Olweus, D., Limber, S. P., Vicki, C. F. et al. (2007) Olweus Bullying Prevention Program Schoolwide Guide/Teacher Guide. Hazelden Information & Educational Services. [小林公司・横田克哉 (監訳), オルヴェウス・いじめ防止プログラム刊行委員会 (訳) (2013). オルヴェウス・いじめ防止プログラム—学校と教師の道しるべ 現代人文社]

テキストの引用文献①

- [引用文献]
- 石隈利紀 (1999) 『学校心理学：教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』 誠信書房
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター (2024) 『「生徒指導上の諸課題に対する実効的な学校の指導体制の構築に関する総合的調査研究（令和2・3年度調査）」最終報告書』
- 西日本心理テストセンター (2024) 『教育相談のための総合調査シグマΣ』 (<https://n-sinri.jp> 2025年1月11日)
- 宮古紀宏・八並光俊 (2021) 「米国の学校改善における社会情緒的スキルの活用例と課題－学校アカウントビリティとしての「学校風土」指標に着目して－」日本生徒指導学会『日本生徒指導学会第22回大会（上越教育大学）発表要旨集録』, pp.29
- 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領（平成29年告示）」 (https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2018) 「いじめ対策に係る事例集」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2022) 「生徒指導提要」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2023) 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について（事務連絡）」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm 2025年1月11日)
- 文部科学省 (2024) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」 (https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf 2025年1月11日)
- 文部科学大臣決定 (2017) 『いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）』

テキストの引用文献②

- 八並光俊・國分康孝編（2008）『生徒指導ガイドー開発・予防・解決的な教育モデルによる発達援助』図書文化社（八並光俊「第1章・第2節生徒指導のねらい『個別の発達援助』」及び「第4章・第1節ガイダンスカリキュラムとは」を参照）
- 八並光俊（2023）「リーガル・ナレッジに基づく発達支持的生徒指導の充実」月刊学校教育相談 1月号，ほんの森出版，pp.10-13
- 八並光俊（2024）「発達支持的生徒指導の推進と今後の実践的な課題」指導と評価 12月号，一般社団法人図書文化協会／日本教育評価研究所，pp.2-3
- 横浜市教育委員会（2023）「子どもの社会的スキル横浜プログラム」
- (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/yokohama-program.html> 2025年1月11日)，なお同サイトに，以下の理論編と指導プログラム集が公開されている。
- 『子どもの社会的スキル横浜プログラム【理論編】三訂版』
- (https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/yokohama-program.files/ypriron_ver3.pdf 2025年1月11日)
- 『子どもの社会的スキル横浜プログラム【指導プログラム集】三訂版』
- (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/yokohama-program.files/y-program.ver3.pdf> 2025年1月11日)
- American School Counselor Association (2003) *The ASCA National Model: A Framework for School Counseling Programs* American School Counselor Association (米国スクール・カウンセラー協会，中野良顯（訳）2004『スクール・カウンセリングの国家モデルー米国の能力開発型プログラムの枠組み』学文社)

テキストの参考文献

- 一般社団法人日本教育相談学会企画，春日井敏之・梅川康治・栗原慎二・藤原忠雄編（2025）『学校教育相談－理論と実践のガイドブック』ほんの森出版
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2025）『「いじめ追跡調査2019-2022」いじめQ & A』
- 嶋崎政男・中村豊（2024）『重大事態をどう防ぐ？事例とチェックリストでつかむ学校のいじめ対応の重要ポイント』第一法規
- 八並光俊（2016）「スクールカウンセリングの現状と未来～プロアクティブ型カウンセリング～」(<https://cotree.jp/columns/693> 2025年1月11日)，2024年08月25日更新
- 八並光俊（2023）「『生徒指導提要』に基づく学校心理士の実践的役割に関する新たなビジョン」『日本学校心理士会年報』第16号，pp.37-49
- 八並光俊・石隈利紀・田村節子・家近早苗編（2023）『やさしくわかる生徒指導提要ガイドブック』明治図書

推薦図書

- 藤川大祐（2012）． いじめで子どもが壊れる前に 角川書店
- ピーター・K・スミス（著）森田洋司・山下一夫（2016）． 学校におけるいじめ—国際的に見たその特徴と取組への戦略 学事出版
- 本田真大（2017）． いじめに対する援助要請のカウンセリング—「助けて」が言える子ども，「助けて」に気づける援助者になるために 金子書房
- 山本奨・大谷哲弘・小関俊祐（2018）． いじめ問題解決ハンドブック—教師とカウンセラーの実践を支える学校臨床心理学の発想 金子書房
- 和久田学（2019）． 学校を変えるいじめの科学 日本評論社
- 飯田順子・杉本希映・青山郁子・遠藤寛子・山田賢治・松山康成・川崎知巳・山崎沙織（2021）． いじめ予防スキルアップガイド 金子書房